

国債市場特別参加者制度運営基本要領

第1 目的

今般、財務大臣が、国債市場（発行市場及び流通市場）において重要な役割を果たし、国債管理政策の策定及び遂行に協力する者であって、国債市場に関する特別な責任及び資格を有する者を「国債市場特別参加者（以下「特別参加者」という。）」として定め、特別参加者及び財務省等により、国債の安定的な消化の促進並びに国債市場の流動性、効率性、競争性、透明性及び安定性の維持並びに向上等を図ることを目的とする国債市場特別参加者制度を導入することとした。

この要領は、同制度が円滑かつ有効に機能するため、特別参加者の責任、資格及び評価等の運営方針を明確化するものである。

第2 国債市場特別参加者の指定

1 指定基準

財務大臣は、国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号。以下「発行省令」という。）第5条第2項及び国債の発行等に関する省令第5条第2項の規定に基づき財務大臣が別に定める基準を定める件（平成16年7月財務省告示第313号）に基づき、発行省令第5条第3項第1号に定める入札参加者及び政府資金調達事務取扱規則（平成11年大蔵省令第6号。以下「取扱規則」という。）第5条第3項第1号に定める入札参加者のうち(1)から(4)に掲げる各基準を満たしている者を、その申請により、特別参加者として指定するものとする。

(1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券及びクライメート・トランジション利付国庫債券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第4・5の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）に応札責任割合（次の算式により算出した割合（1未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）をいう。以下同じ。）を乗じた額以上に相当する額の応募を行っていること。

$$\text{応札責任割合（パーセント）} = \frac{100}{n}$$

nは特別参加者の数とし、第2・1におけるnは前々四半期の初日時点のnとする。

(2) 申請の日の直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額（当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。）の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額（当

該国債の入札における落札額（第Ⅱ非価格競争入札及び第4・6の流動性供給入札による落札額を除く。）の合計額とする。以下同じ。）の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上となるよう落札していること。

- ① 「超長期国債」（利付国庫債券（40年）、利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（20年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（20年））については、1%
 - ② 「長期国債」（利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（物価連動・10年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（10年））については、1%
 - ③ 「中期国債」（利付国庫債券（5年）、利付国庫債券（2年）、クライメート・トランジション利付国庫債券（5年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（2年））については、1%
 - ④ 「短期国債」（国庫短期証券）については、0.5%
- (3) 国債流通市場に十分な流動性を提供することができると思込まれる者であること。
- (4) 財務省に対し、国債流通市場の動向その他の財務省の国債管理政策の策定及び遂行に関し必要となる十分な情報を確実に提供することができると思込まれる者であること。

2 指定手続

- (1) 新たに特別参加者として指定されることを希望する者は、財務省に対し、特別参加者の指定に係る申請書（以下「申請書」という。）を提出する。なお、申請書は、随時提出することができる。
- (2) 財務省は、申請書の提出を受けた後、1ヶ月以内に、申請書を提出した者が1に掲げる各基準を満たしている場合には、特別参加者として指定し、その旨を当該特別参加者に通知するとともに、その商号又は名称を公表する。申請書を提出した者が、当該基準等を満たしていない場合には、指定しない旨を通知する。
- (3) 財務省は、(2)の公表後、1ヶ月以内に、第4に掲げる特別参加者が有する資格（以下「特別資格」という。）を付与する。なお、特別資格を付与するまでの期間は、所要の準備作業に要する期間等に応じて、各特別資格ごとに異なる場合がある。
- (4) 財務省は、過去に第5・2(2)⑥により特別参加者から除外した者から、あらためて申請書の提出を受けた場合において、その者が1に掲げる各基準を満たしている場合には、特別参加者として指定するものとする。

第3 国債市場特別参加者の責任

特別参加者は、国債管理政策の策定及び遂行に協力し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 発行市場における応札責任及び落札責任

- (1) 応札責任
 - ① すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額に応札責任割合を乗じた額以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、

これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。

- ② 特別参加者の異動があり、当該異動を勘案して応札責任割合を算出した結果、応札責任割合が変更となる場合には、当該異動に係る公表を行った後、1ヶ月以内に、当該異動を勘案して算出した新たな応札責任割合を各特別参加者に通知する。
- ③ 新たな応札責任割合は、財務省から各特別参加者に通知された月の翌月に発行されるすべての国債から適用する。

(2) 落札責任

直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる4つの区分ごとの国債の発行総額の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額の合計額の占める割合が、以下に定める割合以上となるよう落札すること。

- ① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、利付国庫債券(20年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(20年))については、1%
- ② 「長期国債」(利付国庫債券(10年)、利付国庫債券(物価連動・10年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(10年))については、1%
- ③ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)、利付国庫債券(2年)、クライメート・トランジション利付国庫債券(5年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(2年))については、1%
- ④ 「短期国債」(国庫短期証券)については、0.5%

2 流通市場における責任

国債流通市場に十分な流動性を提供すること。

なお、各特別参加者が国債流通市場に十分な流動性を提供しているか否かの判断は、財務省が、各特別参加者から提出される情報及び特別参加者以外の市場参加者から提出される情報等に基づき、各特別参加者の国債流通市場における国債のアウトライト取引の取引高及び取引価格の提示状況並びに債券先物取引の取引高等を勘案して行う。

3 財務省に対する情報提供

- (1) 毎週、自らの国債のアウトライト取引、債券先物取引、店頭オプション取引及び円金利スワップ取引等の取引の動向等についての情報を提供すること。
- (2) 国債の入札日の前日に、国債流通市場の動向並びに当該国債の入札における自らの応札予定額及び落札予定額等についての情報を提供すること。また、国債の入札日の前日の午後3時時点における当該国債の入札前取引の動向についての情報を同日午後5時まで提供すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、日々の国債流通市場の動向並びに財務省の国債管理政策の策定及び遂行等に関する各特別参加者の判断等についての情報及び財務省の要請に応じ、必要な情報等を随時提供すること。

4 その他

1 から 3 に掲げる事項の遵守その他の特別参加者としてのすべての行為を統括し、責任を負う者（以下「統括責任者」という。）及び当該統括責任者の指示等により特別参加者としての各行為を担当する者（以下「担当者」という。）の氏名、役職、業務分担及び連絡先を財務省に対し書面にて通知すること。また、統括責任者又は担当者に変更があった場合には、速やかに、変更事項を書面により通知すること。

第 4 国債市場特別参加者の有する特別資格

特別参加者は、以下に掲げる特別資格を有する。

1 国債市場特別参加者会合への参加資格

財務省が、原則として四半期ごとに開催する特別参加者との会合（以下「国債市場特別参加者会合」という。）に参加し、以下に掲げる事項等について、財務省と意見交換等を行うことができる。

- (1) 各年度の国債発行計画
- (2) 各四半期の国債発行のあり方
- (3) 財務省が実施する金利スワップ取引のあり方
- (4) 国債に対する需要の動向
- (5) 国債の商品性のあり方
- (6) 国債流通市場の動向
- (7) その他の財務省の国債管理政策のあり方

2 買入消却のための入札への参加資格

国債の買入消却に関する省令（平成 15 年財務省令第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する買入入札参加者として、同項に規定する買入入札に参加することができる。ただし、締結された契約を履行することができなかつた者については、この限りではない。

3 分離適格振替国債の元利分離及び元利統合申請資格

分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成 14 年財務省令第 66 号）第 4 条第 1 項に規定する者として、分離適格振替国債の元利分離及び元利統合の申請を行うことができる。

4 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札への参加資格等

価格競争入札に加え、以下に掲げるところにより行う国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札（発行省令第 5 条第 8 項第 4 号及び取扱規則第 5 条第 8 項第 2 号に規定する入札をいう。）に参加することができる。

(1) 発行限度額

第 I 非価格競争入札による発行分の限度額は、当該国債の発行予定額の 20% とする。

(2) 発行価格

第 I 非価格競争入札における発行価格は、当該国債の価格競争入札における加重平均価

格とする。

(3) 応札限度額

- ① 特別参加者は、財務省が各特別参加者ごとに設定する応札限度額まで応札することができる。
- ② 各特別参加者ごとの応札限度額は、第Ⅰ非価格競争入札による発行分の限度額に、各特別参加者ごとの基準落札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）とする。

(4) 基準落札係数

- ① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行するすべての国債の各特別参加者の落札総額（競争入札における落札総額に限る。①において同じ。）に財務省が公表するデュレーションを乗じて得た値（以下「デュレーション換算値」という。）の合計値が、すべての特別参加者の落札総額のデュレーション換算値の合計値に占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を四捨五入して表示したもの）を基準落札係数として算出する。
- ② 財務省は、①により算出した基準落札係数を、1ヶ月以内に、各特別参加者に通知する。
- ③ 財務省は、特別参加者の異動があった場合には、当該異動に係る公表を行った後、1ヶ月以内に、当該異動を勘案して算出した新たな基準落札係数を各特別参加者に通知する。
- ④ ②及び③の基準落札係数は、財務省から各特別参加者に通知された月の翌月に実施する第Ⅰ非価格競争入札から適用する。

(5) 入札スケジュール

第Ⅰ非価格競争入札は、価格競争入札及び非競争入札と同時（オファー：午前10時30分、締切：午前11時50分、結果発表：午後0時35分（ただし、国庫短期証券については、オファー：午前10時20分、締切：午前11時30分、結果発表：午後0時30分））に実施する。

各特別参加者に対する第Ⅰ非価格競争入札の募入決定通知は、同日午後3時に行う。

(6) 募入決定の方法

財務省は、各特別参加者の応札限度額の範囲内の各応札を募入とする。

なお、募入決定を行った結果、その募入の合計額が、第Ⅰ非価格競争入札による発行分の限度額に満たない場合には、当該限度額に満たない額は、原則、価格競争入札による発行分に充当するものとする。

(7) 第Ⅰ非価格競争入札の対象外

イールドダッチ方式及び価格ダッチ方式により入札が実施される国債は、第Ⅰ非価格競争入札の対象としない。

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等

価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札に加え、以下に定めるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第5号に規定する入札をいう。）に参加することができる。

(1) 発行価格

第Ⅱ非価格競争入札における発行価格は、当該国債の価格競争入札における加重平均価

格（イールドダッチ方式により入札が実施される国債については、当該国債の発行価格）とする。

(2) 応札限度額

- ① 各特別参加者は、財務省が各特別参加者ごとに設定する応札限度額まで応札することができる。
- ② 各特別参加者ごとの応札限度額は、当該国債の発行予定額に各特別参加者ごとの基準応札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）、又は各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札による落札額の合計額（ただし、利回り競争入札の場合はその落札額）の10%に相当する額（1億円未満は切り捨て）のいずれか少ない額とする。

(3) 基準応札係数

- ① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし100%を上限とする。）を、当該直近2四半期分について単純平均（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの）した値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

- ② 財務省は、①により算出した基準応札係数を、1ヶ月以内に、各特別参加者に通知する。
- ③ 当該基準応札係数は、財務省から各特別参加者に通知された月の翌月に実施する第Ⅱ非価格競争入札から適用する。

(4) 入札スケジュール

第Ⅱ非価格競争入札は、価格競争入札及び非競争入札又は利回り競争入札と同日（オファー：午後2時、締切：午後2時30分、結果発表：午後3時15分）に実施する。

各特別参加者に対する第Ⅱ非価格競争入札の募入決定通知は、同日午後3時50分に行う。

(5) 募入決定の方法

財務省は、各特別参加者の応札限度額の範囲内の応札を募入とする。

(6) 第Ⅱ非価格競争入札の対象外

利付国庫債券（物価連動・10年）、クライメート・トランジション利付国庫債券及び国庫短期証券は、第Ⅱ非価格競争入札の対象としない。

6 流動性供給入札への参加資格

特定銘柄の需給の著しい逼迫等の要因により国債流通市場の流動性が低下し、国債市場の機能が損なわれることを回避する観点等から、国債市場の流動性の維持及び向上等を目的として実施する流動性供給入札に参加することができる。

なお、流動性供給入札は、財務省が事前に決定する「流動性供給入札の実施方法」により実

施する。

7 金利スワップ取引への優先的な参加資格

財務省が、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成 17 年財務省令第 72 号）の定めるところにより実施する、金利スワップ取引の優先的な取引対象先となることができる。

第 5 国債市場特別参加者のモニタリング及び評価等

1 モニタリング及び評価

- (1) 財務省は、各特別参加者の第 3 に掲げる事項の遵守状況について、毎回の国債の入札の状況、財務省に対して各特別参加者から提供された情報及び特別参加者以外の市場参加者から提供された情報並びに各特別参加者との意見交換等に基づき、モニタリング及び評価を行う。
- (2) 財務省は、原則として四半期ごとに、各特別参加者との間で個別に面談を行うこと等により、以下に掲げる事項等を通知する（ただし、②ホ及びヘについては年一回）。
 - ① 当該特別参加者の直近 2 四半期中における、第 3 に掲げる事項の遵守状況
 - ② 当該特別参加者の、直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債の落札総額のデュレーション換算値の合計値並びに直近 2 四半期中（ただし、ホ及びヘについては前年度中）に入札の方法により発行された以下に掲げる 6 つの区分ごとのそれぞれの落札総額の以下に掲げる区分ごとの合計額について、特別参加者間での順位
 - イ 「超長期国債」（利付国庫債券（40 年）、利付国庫債券（30 年）、利付国庫債券（20 年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（20 年））
 - ロ 「長期国債」（利付国庫債券（10 年）、利付国庫債券（物価連動・10 年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（10 年））
 - ハ 「中期国債」（利付国庫債券（5 年）、利付国庫債券（2 年）、クライメート・トランジション利付国庫債券（5 年）及びクライメート・トランジション利付国庫債券（2 年））
 - ニ 「短期国債」（国庫短期証券）
 - ホ 「長期国債」（利付国庫債券（物価連動・10 年））
 - ヘ 「クライメート・トランジション利付国庫債券」
- (3) 財務省は、四半期ごとに、(2)②の落札総額について、特別参加者のうち上位 10 社の商号又は名称及び順位を公表する。

ただし、(2)②ホについては、年一回、特別参加者のうち上位 5 社の商号又は名称及び順位、(2)②ヘについては、年一回、特別参加者のうち上位 10 社の商号又は名称及び順位を公表する。

2 国債市場特別参加者からの除外等

- (1) 財務省は、特別参加者が第 3 に掲げる事項に違背した場合又は違背するおそれがある場合には、当該特別参加者にその旨を通知する。
- (2) 財務省は、(1)の通知を行った後、当該特別参加者が違背した事項、頻度及び期間等に応じ

て、以下に掲げるいずれか又は複数の措置を講ずることができる。ただし、当該違背が、システム障害に起因する等宥すべき事情があると認められる場合には、当該措置を講じないものとする。

- ① 国債市場特別参加者会合への参加の停止
 - ② 買入入札への参加の停止
 - ③ 分離適格振替国債の新規元利分離及び元利統合申請の停止
 - ④ 第Ⅰ非価格競争入札、第Ⅱ非価格競争入札及び流動性供給入札への参加の停止
 - ⑤ 金利スワップ取引の新規取引の停止
 - ⑥ 特別参加者からの除外
- (3) 財務省は、(2)の措置を講じた場合には、第 3 に掲げる事項に違背した旨及び当該措置の内容を当該特別参加者に通知し、必要に応じて公表する。
- (4) 財務省は、(2)⑥の特別参加者からの除外措置を講じた場合には、その者の商号又は名称を公表する。

第 6 その他

1 実施時期

本基本要領は、平成 16 年 7 月 9 日から実施する。

2 基本要領の見直し等

財務省は、本基本要領の実施後、国債市場特別参加者制度の運営状況等を勘案し、必要があると認めるときは、本基本要領を変更し、速やかに、変更後の基本要領を公表するものとする。

3 合併、営業譲渡又は会社分割の場合における特別参加者の資格の取扱い

特別参加者が、合併、営業（国債に関する業務に限る。）の譲渡又は会社分割による営業の承継を行う場合には、当該特別参加者の資格の取扱いについては、その内容等を考慮し、財務省が個別に判断する。

4 その他

財務省は、予見できない事情等のために本基本要領で定める事項を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情等を勘案して、制度運営を行うものとする。

第 7 指定基準等に係る経過措置

- 1 平成 21 年 1 月以前に実施した入札により発行された割引短期国庫債券及び政府短期証券については、それらを国庫短期証券とみなして、第 2・1 (1)及び(2)の国債市場特別参加者の指定基準、第 3・1(2)の国債市場特別参加者の落札責任並びに第 5・1 の国債市場特別参加者のモニタリング及び評価について本基本要領で定める事項を適用する。

- 2 第2・1(1)の国債市場特別参加者の指定基準の適用について、平成29年6月27日から同年9月30日までの間においては、申請の日の前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債について発行予定額の4%以上に相当する額を、同年10月1日から同年12月31日までの間においては、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に入札の方法により発行されたすべての国債について発行予定額の4%以上、平成29年7月1日から同年9月30日に発行されたものについて発行予定額の5%以上に相当する額を応札していることとする。
- 3 第4・5(3)の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札に係る基準応札係数について、財務省は、平成29年6月27日から同年9月30日までの間においては、直近2四半期分の発行予定額のうち各特別参加者の応札額が占める割合の単純平均（以下「平均応札額割合」という。）から4%を減じた値を、同年10月1日から同年12月31日までの間においては、平成29年4月1日から同年6月30日までの間に発行される国債に係る平均応札額割合から4%、平成29年7月1日から同年9月30日までの間に発行される国債に係る平均応札額割合から5%を、それぞれ減じたものを単純平均した値を、基準応札係数として算出するものとする。